

「中間貯蔵施設での除去土壤の保管及び処分並びに中間貯蔵施設への特定廃棄物等の輸送に係る関係省令の整備について（概要）」に対する意見募集の結果について

1. 概要

「中間貯蔵施設での除去土壤の保管及び処分並びに中間貯蔵施設への特定廃棄物等の輸送に係る関係省令の整備について（概要）」について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- (1) 意見募集期間 平成29年9月19日（火）～平成29年10月9日（月）
- (2) 告知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- (3) 意見提出方法 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

2. 意見提出状況

意見件数 3件（電子メールのみ）

3. お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
○2 (4)、(5)について 当事者には不記録、虚偽記録などの不正を働くインセンティブが働く。これら記録は第三者に行わせるべきである。	○2 (4)、(5)について 不記録、虚偽記載など、除去土壤等の処理に関して違法な行為がなされた場合には、放射性物質汚染対処特措法第51条第4項の規定に基づく措置命令あるいは指名停止などの措置の対象となるなど、違法な措置を忌避させるに十分なペナルティが課されることとなっております。このように、不正行為に対する必要な防止措置は既に取られていると考えております。
○3、4 (3)について 一括ではなく 99%委託ならば可能なのか。多重下請けは責任の所在の曖昧化、法令違反の下地となる。他人への委託はすべて禁止すべきである。	○3、4 (3)について 今後、更に中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送量を増加させるに当たっては、当初の想定以上に多数の作業員の集中的な確保が不可欠です。 このような背景を踏まえ、今回の措置においては、国と一次受託者との間で締結する委託契約書に下請けの者を全て明記することをしており、これにより、実際に業務に従事する者を国が責任を持って確認し、適正な収集・運搬を担保することができると考えております。

<p>○4 (1)について</p> <p>極めてあいまいな表現、基準である。年間取扱量、経験年数など必要条件を明確に規定すべきである。</p>	<p>○4 (1)について</p> <p>御指摘の箇所については、廃棄物処理関係法令上、廃棄物処理業の許可が不要となるための要件として同等の内容が位置づけられており、これと同趣旨を規定しているものです。</p> <p>上記のとおり、実際に業務に従事する者については、国が、施設、人員、財政的基礎、相当の経験の有無について責任を持って確認し、その適性について判断した上で委託を行うこととしております。</p>
<p>○罰則について</p> <p>罰則が規定されていない。違反した場合には数年間の入札禁止、罰金などを課すべきである。</p>	<p>○罰則について</p> <p>御指摘の罰則については、廃棄物処理法第 25 条及び放射性物質汚染対処特措法第 60 条において、すでに規定されているところです。</p>
<p>搬入先が中間貯蔵施設である特定廃棄物については、10 万Bq/kg 以下のものだけでなく、より放射能濃度の高い 10 万Bq/kg を超えるものについても規制が緩和される一方、搬入先が中間貯蔵施設以外であれば、輸送対象が 10 万 Bq/kg 以下の特定廃棄物であっても規制が一切緩和されないこととなり、バランスを欠く。</p> <p>少なくとも、10 万Bq/kg を超える特定廃棄物については規制を緩和すべきではない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今回の措置の対象とする特定廃棄物については、10 万Bq/kg 以下のものに限定しました。</p>

上記以外の 1 件については、意見募集の対象に関係のない御意見であり、回答は差し控えさせていただきます。